

というふうに思います。これは、一つはやはりお金が大変かかるということで、一つの例ですけれども、いろいろなセンサーだとかナースコールだとか端末だとかを合わせて、六十部屋のホームで約二千五百万、導入費用がかかるというような一つの見積りもございます。

やはり、こういうものを進めていくには、日ごろの配置の基準であつたりだとか加算だとか、こういうところで見ていかないと、なかなか、特に中小規模の事業者は導入が難しいんじゃないかなと思いますけれども、これは将来のことだと思っておりますので、小島政務官からお答えいただきたいと思います。

○小島大臣政務官　お答へいたします。

先ほどから、森田委員のさまざまな御指摘、全くござります。

ので、ぜひ御活用いただいて踏ん張つてほしいな
と思つております。

〔池田(道)委員長代理退席、委員長着席〕

○清水委員 いろいろ経済対策をしつかりやるんだというお話でございましたが、ただ、派遣切りに遭つて寮を追い出された人は、新型コロナウイルスの感染拡大が終息するまで待つというわけにはいかないんですよね、寮を追い出されちゃいますから。

二〇〇八年のリーマン・ショックの派遣切りのときも、職と住まいを同時に失うという事態が起きました。先ほども言いましたけれども、派遣村が全国各地でつくられたということですが、このハウステンボスの派遣切りは、仕事を失うと同時に、繰り返し申し上げますが、寮を出ていかないといけないわけです。

この寮からの追い出しということに対して、政府はどのような対策ができるんでしょうか。これは個別のことではありますけれども、派遣切りで答えられないということであれば一般的なことでもいいんです、派遣切りに遭つて寮を追い出される、この人たちの住まいをどう確保するか、答えていただけますか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

例えば一例でございますが、現在調整中の経済対策の中で、そうした地域の現状に合わせて柔軟に対策が打てるような臨時の財源というようなものを自治体の方に手当てができるないかというところで調整しているところでございます。
こういった経済対策の中での財源も踏まえながら、ぜひ自治体に現場を見ていたら、特に必要なと思われるところに柔軟に対策を打つていただき、例えばこういったようなことを経済対策の中でも検討し、調整をしているという最中でございます。
○清水委員 今調整しているということですけれども、今すぐ使えるメニューというのはないんでしょうか。厚生労働省さんにもきょうよう来ていただいているので、答弁をお願いします。
○岸本政府参考人 お答えいたしました。

まず大前提としましては、やはり、このような状況のものではございますが、できる限り雇用を維持していくだくことが何よりでございます。

こういった観点からは、厚生労働省としましては、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援していくという観点から、経済団体に対する雇用維持への配慮の要請を行ひました、また雇用調整助成金の特例措置を講じております。

また、総理から、雇用調整助成金の助成率については、解雇等を行わず、雇用を維持する企業に對して、正規、非正規にかかわらず、中小企業九〇% 大企業七五% という方針を示されておりまして、この具体化の準備を進めているところでございます。

またさらに、雇用維持以外の対策としまして、全国の労働局等に設置した特別労働相談窓口においては、解雇などに関する相談対応をしまして労働者からの解雇などに関する相談対応をしましたり、また、就職支援のほか、住居・生活支援を必要とする求職者の方に対して、地方公共団体と連携をして、ハローワークで相談支援ができるような体制を整備するといったことも現在進めていくところでございまして、こうしたことによりましてしっかりと取り組んでまいりました

いと考えております。
○清水委員 厚労省さんに確認したいんですけども、離職等により経済的に困窮して住居を失うとか、またそのおそれがあるという人に対して、住居確保給付のために制度があるというふうに思っていたのですが、それについて簡単に説明していただけますと、いわゆる会社の寮に入っていたわざいと考えております。

○清水委員 厚労省さんに確認したいんですけども、離職等により経済的に困窮して住居を失うとか、またそのおそれがあるという人に対して、住居確保給付のために制度があるというふうに思っていることがあります。

○清水委員 生活者自立支援法に基づく住居確保給付金といふものがございまして、離職、廃業により経済的に困窮し、住居を失つおそれがある方などに対し、求職活動等を要件として家賃等相当額を支給することにより、安定した居住の確保と就労による自立を図るという制度がござります。

○清水委員 この制度におきましては、受給者の居住の安定を確保する必要があるため、借地借家法に基づく

賃貸借契約による住居を確保する場合に対しても支給するということとしております。

社員寮等においてこうした賃貸借契約を締結しない事例もあり、こうした場合、対象外となる可能性がある場合もあるわけでございますけれども、そうした場合も含めまして、全国に設置さ

れています。自立相談機関において、仕事や家計の問題、新しい住居への転居の支援などについて幅広く相談を受けとめて、本人に寄り添った支援を行つていく所存でございます。

○清水委員 今、住居確保給付金があるというこの説明でした。例えば東京や大阪の場合は、一ヵ月当たり、単身世帯で五万三千七百円、二人世帯で六万四千円、これは賃付けではなく給付ですから、住宅確保のために非常に重要な政策だと思っています。

今、答弁の中に、いわゆる賃貸借契約云々といふお話をありました。今回のハウステンボスの例でいいますと、いわゆる会社の寮に入っていたわけで、雇用契約が切られたことと同時に寮を追い出されたと。こういう方々が引き続きその寮に住むに当たり、この住居確保給付金というのは使えないと考えております。

○清水委員 お答え申し上げます。

○清水委員 厚労省さんに確認したいんですけども、離職等により経済的に困窮して住居を失うとか、またそのおそれがあるという人に対して、住居確保給付のために制度があるというふうに思っている場合に支給をするという制度となつてあるケースと、労働者と賃貸借契約を結んで提供するケースとござります。

○清水委員 つまり、賃貸借契約がないと住居確

いうのが創設されました。これは、対象労働者が離職前から住んでいた住居に原則無償で離職後も継続して居住させること、それを要件に、事業主に對して一人当たり四万円から六万円が六ヶ月間支払われるという制度なんですね。これは、選択措置も認め、行われてきたものであります。

住居確保給付金との違いは、事業所への支援に对して一人当たり四万円から六万円が六ヶ月間支払われるという制度なんですね。これは、選択措置も認め、行われてきたものであります。

北村大臣の答弁にも、今までにはない対策でこれが実際に起つてているわけなんですね。先ほど北村大臣の答弁にも、今までにはない対策でいうふうにお言葉があつたと思うんですよ、力強いお言葉が。実は、この離職者住居支援給付金との違いですね。

つまり、リーマン・ショックのときに时限措置でつくったんですけども、今回、緊急経済対策も含めて、やはり北村大臣の答弁にも、今までにはない対策でこれが、離職者住居支援給付金というのを復活させるけれども、緊急経済対策も含めて、やはり北村大臣の答弁にも、今までにはない対策でこれが、離職者住居支援給付金というのを復活させる、リーマン・ショックと同様に雇用の雇い止めや派遣切りなどが起つていても、今までにあつた離職者住居支援給付金というのを復活させる、時間を措置で適用させる、こういうお考えはございませんか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の離職者住居支援給付金でございませんが、これは、おっしゃるとおり、リーマン・ショックにおける対応の過程の中で創設をしたものです。

当時は、住宅確保に関する支援措置が十分整つていなかつた時期が初期ございましたが、そのときに事業主経由の住宅支援ということで創設したものでございましたが、その後リーマン・ショックへの対応を進展させていく中で、離職者の方に直接支援をする、個々の離職者の方の状況に応じて寄り添つて支援していくような制度が整備をされてきたということを踏まえまして、平成二十一年度

をもつて、それらの制度にいわば役割を引き継ぐ

ような形で廃止をしたものでございます。

今回、御答弁を申し上げました全国千三百カ所の

自立相談支援機関などを通じまして、住宅確保給付金を始めとして、家計、仕事、生活上の困り事

などについて幅広く相談を受け、寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

○清水委員 私から説明しますと、住居確保給付

金というのは、繰り返し申し上げますけれども、離職者個人への給付なんですね。ですから、派遣切りで賃まで追い出されるというときに、賃貸借契約があれば住居確保給付金が活用できる可能

性があるので、例えば、派遣元や派遣先に、住んで

いる寮にそのまま住ませてほしい、仕事は切ら

れはインセンティブが働くかしないんですよ。ところ

が、事業主経由、つまり、離職者住居支援給付金

の場合は、事業主に直接支払われるというインセ

ンティブが働くんですね。

これは実績を調べましたら、私の知る範囲なん

ですけれども、二〇〇九年の二月六日に創設し、三月十七日までの約一ヶ月間で八十六件、千七百

六十二人の労働者が、派遣労働のときの住居のま

ま、いわゆる派遣切りに遭つても、そのときの住居を確保したまま就職活動ができたということな

んですね。

自分で新しい住居を探して契約するのも、今はまだコロナが感染拡大していますから当然難しいですし、不安の中で住まいと職を探すことが困難なことはやはり明らかだと思うんですね。私は何も住居確保給付金をやめると言つていませんが、何でいるんです。それはそれでおいておいで、同時に、政府の大臣が、今までにない、それがいいの決意で語られて、いやいや、今までにもあつた離職者住居支援給付金も並列的に活用していい、そういう支援策に盛り込めばいいとというふうに私は思うんです。

この問題で大臣に伺いたいんですけども、き

のう、実は東京都の小池知事が、補正予算で、支

援対策として、失業した人たちへの住居支援を盛

り込むということを表明しました。これは大事な

ことだと思います。

地方創生の視点からも、派遣切りに遭つた労働

者がやはり地方にとどまつてもらえるようにする

ことが大切。だから、せっかくハウステンボスで働いていた若い人たちが、そのままやはり佐世保

で働いていただく、長崎で働いていただくというのは大切じゃないですか。そういう点では、雇用

を守るということあわせて、安心して住み続け

られる住まいの確保。まち・ひと・しごとと言いますけれども、そこで活躍する人の住まいといいうのは基本ですね。

この住宅確保のために、私はいろいろ制度の紹介もさせていただき、厚生労働省の方からも制度

について説明いただきましたけれども、こういうことも含めて、先ほど、ハウステンボスの派遣切

りについては、並々ならぬ決意で今までにない対策も含めて、ということで万全の対応を期していきたいというふうに答弁されましたので、今の私の提案も含めて今後検討していくべきということをお願いできませんか。

○北村国務大臣 地方創生を推進していくために、まずは、まず何といっても、感染拡大を防止して、一日も早く国民の不安の解消を図る、そして経済活動の急激な、今あるおっしゃられるような急速な縮小に伴つて危機に瀕しておられる方々、すなわち、雇用と事業、そして国民生活を守ること、衣食住、生活を守ることが必要となる。

○清水委員 二〇一七年にカナダのトロント市が公募したウォーターフロントエリアの再開発を、

A.I.、ビッグデータなどの世界最先端の技術を活用し、大胆な規制改革を必要とするような複数のサービスを同時に実装し、未来の住みたき生活を前倒しで実現するものという性格のプロジェクトでございます。

○清水委員 二〇一七年にカナダのトロント市が公募したウォーターフロントエリアの再開発を、

ゲーゲル系列のサイドウォーター・ラボ社が受託しました。そのサイドウォーター・トロントという住宅対応型スマートシティ構想では、いろいろ問題があつて混乱したというふうに伺つております。

先ほども少し御答弁なさいましたけれども、もう少し詳しく、どのような問題や混乱があつたのか教えていただけないでしょうか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

一部午前中の説明と重なりますけれども、御指

摘にあつた会社の方が行政と連携をいたしま

して、全国各地で新たな地方創生のステージ

に立てるように、創意と工夫、そしてそれぞれの地域の皆さん方が本当に求めるここと、こうあってほしい、こうありたい、そしてあるさことにとどまります。

援対策として、失業した人たちへの住居支援を盛り込むということを表明しました。これは大事なことだと思います。

地方創生の視点からも、派遣切りに遭つた労働者がやはり地方にとどまつてもらえるようにする

ことが大切。だから、せっかくハウステンボスで働いていた若い人たちが、そのままやはり佐世保

で働いていただく、長崎で働いていただくというのは大切じゃないですか。そういう点では、雇用

を守るということあわせて、安心して住み続けられる住まいの確保。まち・ひと・しごとと言いますけれども、そこで活躍する人の住まいといいうのは基本ですね。

○清水委員 リーマン・ショックに負けない手厚い支援というふうにおっしゃいましたので、その

ときに、実績があるこの離職者住居支援給付金制度の復活について、政府の中ではひ御議論いただきたいというふうに思います。

次に、国家戦略特区法の一部改定案について質問をさせていただきます。

初めに、スーパーシティについてお伺いしたい

言で言うとどういものなのか、簡潔にわかりやすく教えてください。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

A.I.、ビッグデータなどの世界最先端の技術を活用し、大胆な規制改革を必要とするような複数のサービスを同時に実装し、未来の住みたき生活

を前倒しで実現するものという性格のプロジェクトでございます。

○清水委員 そこがすごく気になるんですけれども、なぜ市の担当者はやめられたんですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

公式に発表された理由はございませんので、あくまでも推測でございますが、実際には、賛成、反対も含めた市民の皆さんとのコミュニケーションのストレスと、会社さんとの間にも挙まれて、なかなかこの職責を果たすのは厳しいと御本人が判断されたのではないかと思われますということ

でございます。

○清水委員 そこがすごく気になるんですけれども、なぜ市の担当者はやめられたんですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

さらに、感染拡大が抑制され、社会的な不安感が払拭された段階においては、国内の人流れと町のにぎわいを取り戻すためにも日本経済を再び

成長軌道へ回復させることができますから、今般、緊急経済対策を取りまとめ、あらゆる政策手段を駆使して必要な対策を実行していくこと

所にセンサーを設置する、それで人や物の動きを把握する。それに応じて、例えは、公になつていて、柔軟に切りかえる、ごみ自動収集のシステムを備え付ける、どんどん木製のパネル等を置いて、いろいろな易しい道具を身につけるといったようなことを検討しているということでございますが、

結果的に、そのセンサーで収集された情報の利用の範囲の外延がよくわからない、若しくは、賛成、反対が分かれた状態の中でコミュニケーションが必ずしも上手にとれず、一時期は市役所の担

当者の方もおやめになられるといったような、コミュニケーションの難しさによって現在調整が難航しているというように聞いております。

○清水委員 そこがすごく気になるんですけれども、なぜ市の担当者はやめられたんですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

くまでも推測でございますが、実際には、賛成、反対も含めた市民の皆さんとのコミュニケーションのストレスと、会社さんとの間にも挙まれて、なかなかこの職責を果たすのは厳しいと御本人が判断されたのではないかと思われますということ

でございます。

○清水委員 板挟みになつたということだと思います

今説明いただきましたように、交差点や道路など、人や物の流れが町の至るところにあるセンサーで把握される計画だと。自分たちの行動がセンサーなどでデータ化されたくないという人はその町には住めない、そういう批判もあつたと聞いております。

トロントで計画されていたこのスマートシティ構想では、そういった状況が発生する構想となつているんですか。つまり、その町に住めなくなる、そういうものなんですかね、カナダで言

うところのスマートシティ構想というのは。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

正直、最新の調整状況がどうかというのは把握してございませんので、確定ものは申し上げられない面もございますが、もともとがリバーサイドの再開発プロジェクトで、かなりの程度住居者の方を大幅に入れかえる、若しくは、今トロントは、実は人口が、アメリカの入国制限もありまして増加してございますので、新規の方のための住居を提供するという方がメーンのプロジェクトかと聞いております。

そういう意味では、入居希望者の方に条件への同意を求めるといったような部分もありますれば、もともと住んでいた方々も一部いらっしゃるということで、その辺は、必ずしも同意しなければそこには住めないというところまで差し迫つてやつているのかどうかは、申しわけございません、現状、確認できていないのが正直なところでございます。

○清水委員 では、本法案について伺うんですけれども、この法案で言うところのスーパーシティ内に、もともと個人の生活情報が本人の同意もあるいは認識もなく収集される可能性があるそういう問題はやはり出てくるのかなというふうに思いました。

次に、技術的な観点で質問したいと思います。高市早苗総務大臣が、ことし三月三十一日の閣議決定後の記者会見でこう言いました。NTTドコモなどの事業者に対し、顧客の検索履歴や位置情報から収集した統計データの提供を要請する。ドコモやヤフーといった通信、インターネット関連の事業者に要請する、個人が特定されないよう加工した統計データを使い、新型コロナに関連した単語の検索がふえている地域や人が密集しやすい地域を割り出せるようにするというものであります。これは技術的にも個人情報保護の観点からもできるということなんでしょうか。お答えください。

○竹村政府参考人 お答え申し上げます。

総務省では、去る三月三十一日に、内閣官房、厚生労働省、経済産業省との連名で、地域における人流ですかクラスターの早期発見などの新型コロナウイルスの感染拡大防止に資する統計データの政府への提供をプラットフォーム事業者及び移動通信事業者に要請したところでございます。提供を要請したデータは、法令上の個人情報を該当しない統計情報などのデータに限定してございまして、具体的には、各事業者が保有するユーザーの移動やサービス利用履歴を統計的に集計、解析したデータなどの提供を想定してござい

ということなんだと思うんですね。

私も調べましたけれども、カナダの自由人権協会というところが去年三月十六日に訴訟を起こしているんですね。カナダはグーグルの実験マウスではない、こう言って訴訟を起こしておられるわけです。

つまり、データの性格によっては人や物の移動についてはデータが集積されるということです。で、トロント市のスマートシティと同じように、本法案で言うところのスーパーシティについても、個人の生活情報が本人の同意もあるいは認識もなく収集される可能性があるそういう問題はやはり出てくるのかなというふうに思いました。

次に、技術的な観点で質問したいと思います。高市早苗総務大臣が、ことし三月三十一日の閣議決定後の記者会見でこう言いました。NTTドコモなどの事業者に対し、顧客の検索履歴や位置情報から収集した統計データの提供を要請する。

ドコモやヤフーといった通信、インターネット関連の事業者に要請する、個人が特定されないよう加工した統計データを使い、新型コロナに関連した単語の検索がふえている地域や人が密集しやすい地域を割り出せるようにするというものであります。これは技術的にも個人情報保護の観点からもできるということなんでしょうか。お答えください。

○竹村政府参考人 お答え申し上げます。

今ほど総務省さんからも御説明があつたとおり、技術的に現時点で確立しているかどうかはともかくといたしまして、当然、将来に向けてのチャレンジがスーパーシティの一つの大きな眼目でございますので、技術的な可能性としては当然一つの選択肢にはなるだろうと思います。

ただ、同時に、そうした機能を有したスーパーシティの構築を目指すかどうかは、それぞれの選定エリアの区域会議において十分に検討を重ね、住民の意向を確認した上で決めるべきものと

ます。

実際にこうした統計データを活用してコロナウイルス感染症のクラスターの特定ができるかどうかという可能性につきましては、現時点においては関係者において研究している段階というふうに認識をしてございます。

○清水委員 プラットフォーム事業者や移動通信事業者に対してそのような要請を出されたということは事実だと。同時に、感染拡大防止策のより効果的な実施につながることを期待したものだと

いうふうにも要請文に書かれているわけですから、これはそういうことだと思うんですね。今でもそうした特徴ができるということであれば、スープラーチティになりましても、これまで以上に非識別情報を利用できるようになるんじやないか。ビッグデータを集積し、データ連携基盤を使つて、都市OSでさまざまな民間企業やあるいは公的機関に対してデータの提供を求めるということもできます。

ですから、今でもこうしたコロナ対策での感染拡大防止のための資料を得ることができるわけですから、より正確に特定のグループを割り出すことができる、これがやはりスーパーシティの一つの効果というか効能というか技術というか、そういうものであるということは間違いないですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

今ほど総務省さんからも御説明があつたとおり、技術的に現時点で確立しているかどうかはともかくといたしまして、当然、将来に向けてのチャレンジがスーパーシティの一つの大きな眼目でございますので、技術的な可能性としては当然一つの選択肢にはなるだろうと思います。

ただ、同時に、そうした機能を有したスーパーシティの構築を目指すかどうかは、それぞれの選定エリアの区域会議において十分に検討を重ね、住民の意向を確認した上で決めるべきものと

ます。

○清水委員 技術的な問題ということでもう一度確認したいんですけども、例えば、今回は新型コロナウイルス感染症拡大に関するデータを集めているわけですが、スーパーシティでは、政治的志向や人種、宗教などによる特定グループなどを割り出すことは、技術的にはできるできない、どちらでしょうか。技術的に。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

冒頭のこの一言が技術的かどうか、はかりかねるところもありますが、当然、本人から快く御提供、御協力をいただけない限り技術的に処理しようといたしますが、その上で、当然、個人からのデータを使ってもよいという提供があれば、物理的にはそれらをいろいろな形で整理したり活用したりすることは可能ではないかというふうに考えてございます。

○村上政府参考人 いやいや、今でも新型コロナウイルス感染症拡大防止のための統計データというの

は、特に本人が同意しているとかそういうことでないわけですよ。これはプラットフォーム事業者や移動通信事業者に要請しているわけですから、データを使ってもよいといつて提供があれば、物理的にはそれらをいろいろな形で整理したり活用したりすることは可能ではないかというふうに考えてございます。

○清水委員 いやいや、今でも新型コロナウイル

ス感染症拡大防止のための統計データというのによるという話もありましたけれども、技術的には、今私が申し上げましたような政治的志向や人種、宗教による特定グループなども統計データとしてつくるということとは、これは本人の同意なしにはできるんじゃないですか。できないんですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

そういう点では、同様に、個人情報がどうかはともかく、その識別データ、先ほどデータの種類によるという話もありましたけれども、技術的には、今私が申し上げましたような政治的志向や人種、宗教による特定グループなども統計データとしてつくるということとは、これは本人の同意なしにはできるんじゃないですか。できないんですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

私が前提として申し上げたのは、データのインプットがないと処理しようがありませんというだけの趣旨でございまして、そういう原データが御協力いただいて収集できて、同意があるという

○清水委員 マスデータの場合は収集されることもあるということですので、データの性格による

ことだと思います。

○清水委員 インプットなどによりデータベースをつくるという場合もあるでしょうし、また、今回のように、通信事業者、プラットフォーム事業者に情報提供を求めてそうしたグループの特性を割り出すこともできるということはわかったと思うんです。

ちょっと時間が来ましたので、最後に北村大臣に質問したいと思うんですね。

先ほども言いましたけれども、カナダのトロントで、民間企業が個人情報を収集することに対して住民の方々が反発しているというお話をしましたが、今回の国家戦略特区法の一部改定案、スルバーシティ法案において、そうした不安を完全に払拭できる。つまり、地域の方々は、自分たちの個人情報を勝手に使うな、物の往来や、どこへ行つたかとか、どこを通つたかとか、自分たちは実験のネズミ、マウスじゃない、こう言って訴訟も起こす。こういうような不安が、今回、日本でこれから五つあたりの、選定をしてスルバーシティをつくるということですけれども、そういうところでこういう問題というのは起きないでしょうか。もし起きないというふうにお考えであるならば、その根拠についてもあわせてお聞かせいただけますでしょうか。

○山口委員長 北村国務大臣、時間が来ていますので、簡潔にお願いします。

○北村国務大臣 はい。

スルバーシティ構想の実現に向けた制度の整備を盛り込んだこの法案は、かかる全ての事業者に対して、これまでと変わることなく個人情報者がいまして、この法案では、それぞれの先端的サービスがどのような形で個人データを収集し利用するかについて、それぞれのエリアの区域会議において区域計画を策定する段階で、住民の方々の意向をよく確認しながら、内閣府も加わつて、地元自治体、事業者の方々とともに定めてい

くということとなるものでありますから、まずは

住民にとつて魅力のあるサービスを開発していくことが第一だと考えておりますし、その実現のために必要となる個人データの収集、活用については、一つ一つ丁寧に、住民の意向を聞きながら、確かめながら進んでまいりたい、そういう考え方で臨みます。

以上です。

○清水委員 時間が来ましたので終わりますが、まだまだ聞きましたかっただすけれども、ひとつよろしくお願ひします。

○山口委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

本日は、この後、緊急事態宣言の発出がなされるというようになつておりますので、非常に緊張感のある一日となつたわけでありますけれども、このコロナの影響は、まずは長期化する、それから世界同時であるということで、非常に長い期間にわたつて日本経済にも影響を与えていくということなんですね。

もちろん、足元の感染拡大を抑える、そして、生活の保障でしたり救済、そして事業者さんを、しっかりと資金繰りを支援して雇用を守つていくということはやらなければいけないことですが、我々政治家がやはり考えないといけないのは、アフターコロナ、そしてポストパンデミックの社会像を描いて、それに対する経済対策、合わせた経済対策、そして改革というものをやっていかなければいけないというふうに私は課題認識を持つております。

これまで先送りにしてきた日本社会の課題といふのがある種あらわになつてているということが言えると思います。

例えば、こうした感染症の拡大に法整備がなかなかついてきていません。例えば、補償と自肅要請、自肅命令とのセットでやるべきという議論、これはなかなか進みませんし、又は、この国会のあり方も、理事会でもいろいろ議論させていただ

きましたが、通常運転を続けているこの国会のあり方、やはりこれは考えないといけないという問題を突きつけられているものだと思います。

それから、社会保障に関しても、もっとマイナーバーが口座とひもづいていたらスピーディーに補償できんじやないかということも与野党いろいろな先生方もおっしゃられていますし、そして、経済のあり方も、これまでのグローバル経済の危うさ、サプライチェーンが今分断されておりますから、そういうものも顕在化してきた。

そして、この委員会でいいますと、やはり都市と地方の関係。特に今回、都心部、都市機能の脆弱性というのがあらわになりました。これは、いごともたくさんありますが、こういつた危機的状況に対し、感染拡大はもちろん、今回、地域指定が出た七都府県はほとんど都心部ですから、都会ですから、特に私の地元の大坂も感染拡大が非常に進んでしまつて、こういう状況があります。

ですから、やはり日本社会における都市機能と、それから地方のあり方というのを根本的に問いつかりと資金繰りを支援して雇用を守つていくことはやらないといけないことが、このコロナの影響は、まさに長期化する、それから世界同時であるということで、非常に長い期間にわたつて日本経済にも影響を与えていくといふことがあります。

もちろん、足元の感染拡大を抑える、そして、生活の保障でしたり救済、そして事業者さんを、しっかりと資金繰りを支援して雇用を守つていくといふことはやらないといけないことが、このコロナの影響は、まさに長期化する、それから世界同時であるということで、非常に長い期間にわたつて日本経済にも影響を与えていくといふことがあります。

この感染拡大によって、まさに、先ほど申し上げましたように、感染症に対する都市機能の弱さというものが顕在化したわけです。ポストパンデミック、アフターコロナの社会を描くときに、地方創生というのは、これまで考えられてきた常識を覆されることがたくさん今日の前に起こっています。

これまで先送りにしてきた日本社会の課題といふのがある種あらわになつているといふことが言えると思います。

これまで先送りにしてきた日本社会の課題といふのがある種あらわになつているといふことが言えると思います。

もう一度やはり一步立ちどまつて、地方創生の戦略の転換、価値観、発想の転換が必要じやないかというふうに思います。

これまで、これまで計画してきたものに、今までの、コロナを終息させて、そのまま、もう一度やはり一步立ちどまつて、地方創生の戦略の転換、価値観、発想の転換が必要じやないか

いたします。

○北村国務大臣 東京圏におきましては、日本の総人口の約三割の三千七百万人が暮らしておられます。人口が集中しているこの状態で東京圏に巨大な災害などが発生した場合は、被害が大きくなることに加え、日本全体の国民生活や経済活動に大きな支障が生じると考えられます。

したがつて、このような被害を軽減する観点からも、東京圏の一極集中の是正が必要と認識しております。人口が集中しているこの状態で東京圏に巨大な災害などが発生した場合は、被害が大きくなることに加え、日本全体の国民生活や経済活動に大きな支障が生じると考えられます。

このため、まち・ひと・しごとを創生するさまざまな施策を連携させながら、地方創生に総合的に取り組んでおりまして、地方の取組を一千億円規模の地方創生推進交付金で支援するなど、大胆な施策を進めてまいりました。

さらに、今年度からは、企業版ふるさと納税を抜本的に拡充いたし、企業負担が最大九割軽減される仕組みとするなど、思い切った姿勢で地方の取組を応援していくこととしておりますし、今後とも、現場の皆様の声に真摯に耳を傾け、さまざまなかなげられないと存じますので、今委員御指摘のような考え方、視点、そういったもの、必ず全国において新たな芽が出てくる、また、視点、発想の転換、そういうもののが、この苦しい状況を乗り越えた後に必ず芽が出てくるものと思いますので、力を合わせてみんなでチャレンジしていく必要があるうといふうに思います。

○藤田委員 大臣、ありがとうございます。

前向きな答弁だと受けとめたいですが、私が考えるに、じゃ、どうしたらいいのかといふことなんですが、これまでの、過去五年間の第一期の計画では、地方ではいろいろな芽が出てきたのは間違いないと思います。しかしながら、東京一極集中は進んだというのが、これが大きな総括だと思つてゐるんですね。これを、例えば交付金の額